



島根県報

平成21年4月28日（火）

第2,080号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（障害者福祉課）	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更	（　　　　　）	2
土地改良区の役員の就任及び退任	（農村整備課）	3
土地改良区の役員の退任	（　　　　　）	3
土地改良区の役員の住所の変更	（　　　　　）	3
県営土地改良事業の工事の完了	（　　　　　）	3
保安林予定森林	（森林整備課）	4

【教委告示】

博物館登録原簿への登録	（文化財課）	4
-------------	--------	---

告 示**島根県告示第344号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成21年 4 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人雲南	通所介護	デイサービスセンター	雲南市三刀屋町中野280番地1	平成21年 4 月 20 日
市社会福祉協議会	介護予防通所介護	なかの		

島根県告示第345号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成21年 4 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
こぶし薬局	飯石郡飯南町頓原2057-4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年 4 月 1 日
あじさい薬局	飯石郡飯南町野萱706-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年 4 月 1 日
さくらんぼ薬局東朝日町店	松江市東朝日町216-5	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年 4 月 1 日

島根県告示第346号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成21年 4 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		所在地	自立支援医療の種類	変 更 年月日
変 更 前	変 更 後			
独立行政法人国立病院機構 松江病院	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター	松江市上乃木5丁目8番31号	精神通院医療	平成21年 4 月 1 日

島根県告示第347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年 4 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

益田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

齋藤 清一 益田市美都町山本口677番地 4

2 就任年月日

平成21年 4 月 1 日

1 退任した役員の氏名及び住所

監事

永岡 幸三 益田市遠田町1848番地12

島根県告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年 4 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

頓原土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

本田 哲三 飯石郡飯南町頓原1198番地 2

島根県告示第349号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の住所の変更の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年 4 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

益田市土地改良区

住所を変更した役員の氏名及び住所

理事監事の別	氏 名	住 所	
		変更前	益田市幸町 1 番25号
理事	福原 慎太郎	変更後	益田市常盤町 4 番26号

島根県告示第350号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定に

より告示する。

平成21年 4 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完 了 年 月 日
岩汐地区用排水施設事業（県営ため池等整備事業）	平成20年 3 月25日
野間地区用排水施設事業（県営ため池等整備事業）	平成21年 3 月16日

島根県告示第351号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 4 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市弥栄町三里イ2-4、イ323-4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第11号

博物館法（昭和26年法律第285号）第12条の規定により、平成21年 4 月28日博物館登録原簿に次のとおり登録した。

平成21年 4 月28日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

登録番号	設置者の名称	博物館の名称	博物館の所在地
第18号	浜田市	浜田市立石正美術館	浜田市三隅町古市場589番地